

現場代理人及び技術者等の適正配置について

工事現場においては、建設業法（以下「法」という。）第26条により主任（監理）技術者の配置が必要となります。また、浜松市では建設工事請負契約約款により現場代理人の配置も必要としています。

建設業の許可要件として法第7条第2号、法第15条第2号等において、建設業者は営業所ごと、また、許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する主な留意事項をまとめたものです。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、受注者と雇用関係のある者を想定しております。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを建設工事請負契約約款にて規定しています。「常駐」とは現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の常駐義務の緩和

建設工事請負契約約款では「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、運営及び取締りに支障がないと市長が認めるときは、工事現場に常駐しないことができる。」となっており、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができます。詳細については「現場代理人の常駐義務の緩和について（令和4年3月23日付）」をご参照ください。

2. 主任（監理）技術者について

(1) 主任（監理）技術者の専任について

法第26条第3項により、公共性のある施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に設置する主任（監理）技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

なお、専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能ですが、契約変更により請負金額が3,500万円（建築一式工事においては、7,000万円）以上となる工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

(※公共性のある施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは、工事1件の請負金額が3,500万円以上、建築一式工事においては7,000万円以上の工事)

(2) 特例監理技術者、監理技術者補佐について

法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を配置する場合、同時に2件の工事まで特例監理技術者の兼務を認めるものとします。詳細については「特例監理技術者等の配置について（令和4年3月23日付）」をご参照ください。

(3) 専任の主任（監理）技術者の兼務について

建設業法施行令第27条第2項においては、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができることとされており、以下の適用要件に該当する場合に適用することとします。ただし、この場合において同時に管理することができる工事は、専任が必要な工事を含む場合は2件までとします。また、この規定は監理技術者については適用されませんので、ご留意ください。

【適用要件】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(施工にあたり相互に調整を要する工事の例)

- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの。
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの。

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が4,000万円（建築工事一式の場合は6,000万円）以上になる場合には、特定建設業許可が必要であり、監理技術者を配置しなければなりません。

※上記の主任（監理）技術者の兼務を希望する場合は、制限付一般競争入札（総合評価落札方式を含む）については一般競争入札参加資格確認申請書提出締切日まで、指名競争入札及び随意契約については入札執行日の前日までに入札担当課まで事前にご連絡ください。

(4) 主任（監理）技術者等の資格要件

ア 次の入札・契約方法ごとの基準日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

（ア）制限付一般競争入札 … 一般競争入札参加資格確認申請書提出日

（イ）指名競争入札 … 入札執行日

（ウ）随意契約 … 見積書提出日

イ 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（ア）主任技術者の場合：法第7条2号による

（イ）監理技術者の場合：法第15条2号による

ウ 上記イとは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 主任（監理）技術者との兼務について

主任（監理）技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たす場合に営業所の専任技術者との兼務が可能です。

ア 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4. 主任（監理）技術者の変更について

主任（監理）技術者の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則、工期途中での交代を認めておりません。ただし、主任（監理）技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等は認めています。

①受注者の責めによらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

②橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても工程上一定の区切りと認められるなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる事由においては、発注者と受注者とで協議を行います。

5. 現場代理人及び主任（監理）技術者等の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び主任（監理）技術者について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため、次のいずれかの書類の写しを工事着手届と併せて提出し監督員の確認を受けてください。

- ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属業者が記載されていること。
- イ 健康保険被保険者証の写し
- ウ 源泉徴収簿の写し 等

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

次のいずれかの資料を提出してください。

- ア 監理技術者
 - (i) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - (ii) 監理技術者講習終了証の写し
- イ 主任技術者、監理技術者補佐
 - (i) 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

6. その他

現場代理人の兼務を行う場合には、兼務する工事の全ての担当課に書面により兼務の報告をするとともに、監督員の確認を受けて下さい。

また、工事実施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工体制の不備と市が判断した場合には、市は緩和措置を取り消すとともに、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。各種書類への虚偽記載や、前述の留意事項に違反した場合は、入札参加停止等の措置を行うことがあります。